

平成 21 年度第 2 回テンミリオンハウス事業採択・評価委員会議事録

- 日 時：平成 21 年 7 月 30 日（木）18：30～20：30
- 場 所：市役所西棟 4 階 413 会議室
- 出席委員：8 名
- 事務局：高齢者支援課、保育課、市民社会福祉協議会

1 開会

2 配付資料確認

事務局より当日配付資料の説明

3 議事

(1) テンミリオンハウス事業の見直しについて

【事務局】 昨年 9 月に市民社会福祉協議会と各テンミリオンハウス運営団体スタッフから成る「武蔵野市テンミリオンハウスあり方検討委員会」が設置され、今年 5 月に提言書が提出されました。前回の第 1 回委員会では、その提言書を委員の皆様へ資料としてご提示し、委員会後に提言書に対するご意見を提出していただきました。今回、資料として皆様へ配付したのは、提言書の内容と委員の皆様からの意見を踏まえた上で、事務局が各項目について見直し案をまとめたものです。見開きで左ページの左半分が現行制度、右半分が提言書の提案事項、右ページの左半分が委員意見、右半分が見直し案となっております（以下、資料 1 の内容説明）。

【委員長】 それでは、これより見直し案についての議論を始めます。まず始めに、2～5 ページについてご意見のある方はお願いします。

【副委員長】 事業内容加算の「地域住民が無償ボランティアとして一定人数参加している場合」の加算は 5 段階となっています。これに対して、「市内在住スタッフが全スタッフの中で一定割合を占めている場合」の加算は 2 段階です。なぜこの項目にも、もっと細かな段階分けをしなかったのでしょうか。

【事務局】 無償ボランティアと比べてスタッフの場合はそれほど母数が多いからです。ですから、市内スタッフが 1 人増えただけで割合の変化が大きくなるため、それほど細かな段階設定は必要がないと判断しました。この段階

設定にはもう1点問題となったことがあります。それはスタッフ全てが市民の場合、つまり割合が100%の場合に対する加算です。この場合、市外のスタッフが入る余地がなくなる可能性があります。市外の方でも自分の専門性を発揮して参加できる機会を設けることと、市外の方が加わると補助金額が少なくなるために除外される可能性が出ることを考慮し、割合が100%の場合の加算は設けないことにしました。

【委員】 事業内容加算について、ケース検討会等の情報交換会に対する加算と、実習生を受け入れることに対する加算について20万円という金額が設定されています。補助金の項目にしなくても、テンミリオンハウスの運営を行うための条件として位置づける方法もあったと思いますが、補助金の項目にしたのはなぜでしょうか。

【事務局】 ご質問の項目については、事務局内でも様々な議論がありました。情報交換会については、今後の運営にも影響するところなので、最低でも年2回以上の開催してほしいという市の思いと、福祉施設なのだからそのくらいのことをやるのは当然であるという意見もあったことから、インセンティブとして他の機関と関係を結んでもらう意味を込めて加算項目を設けました。

また、実習生の受け入れについては市や市民社会福祉協議会がテンミリオンハウスへ受け入れをお願いすることがあります。実習受け入れの期間中は通常業務をある程度ストップさせたいというので、実習生に業務の説明をする必要があり、その間の経費を考慮した加算となっており、福祉人材の育成に寄与していただくことを前提にインセンティブをつけた形をとっております。

【委員】 「福祉人材の育成に寄与する大学生等の実習受け入れ」の加算についてですが、テンミリオンハウス側で基本的なカリキュラム設定したほうがよいと思います。テンミリオンハウスには実習生をどういうふうに見てもらおうのかということと、実習生はテンミリオンハウスでどのようなことを学んでもらうのかということがわかる基準を設けるべきです。テンミリオンハウスは介護保険施設とそうでない施設の隙間を埋めるという意味で、実際に利用に訪れた人達に何がどうなっているのかということを中心に提示できるものを作成しておくべきだと思います。やはり、補助金の項目とするならばしっかりカリキュラムを作成して学んでもらうべき基準を明確にし、最後にレポートを提出させるようにすればよいと思います。

【事務局】 市が実習生を受け入れた場合、まず始めに市が事業内容を説明しております。そのうえで各テンミリオンハウスでの実習に入るわけですが、実

習期間も依頼元によって様々ですのでテンミリオンハウス側には柔軟に受け入れてもらっているのが現状です。

市民社会福祉協議会で実習生を受け入れた場合、最初の流れは市と同じですが、テンミリオンハウスでの実習に入る前に必ず何を学ぶのかを明らかにした目標を立ててもらっています。実習先では実習ノートに記録を記入し、運営団体の責任者と市民社会福祉協議会のテンミリオンハウス担当者がチェックを入れる、といった形で行っています。その他にも大学の単位取得と関連しないインターンの受け入れも行っております。

この大学単位と関係のないインターンなども「実習」とするべきなのか市とも協議を重ねましたが結論が出ておりません。「実習」の概念をどう捉えるのかについて非常に悩んでおります。学生ボランティアや教職員の实習などもこの「実習」に含めてよいのか、委員の皆様のご意見をお聞かせください。

【委員】 ご意見にありました「条件」という考え方についてですが、そういう見方を取る場合、条件を満たさなかった項目が出た際には「減算」という考え方を取ってもよいかと思ひます。

【副委員長】 「実習生受け入れ」の加算について意見を申し上げます。「実習」とはボランティアと異なり、実習生を送り出す側にカリキュラムがあるものなのです。それを受け入れ側において数日間行ってもらうことになるのですが、先のご意見ですと受け入れ側にもある程度の枠組みを設けておくべきだということでした。確かに、補助金の加算項目とするならばやはりある程度の枠組みは必要になってくると思ひます。

【委員】 送り出す側のカリキュラムがあるにしても、それが受け入れ側に伝わらなければ実習自体が不十分なものになるでしょう。また、実習生を評価する際にも送った側のイメージと差を感じるような事態になれば、次回以降に同じ施設へ実習生を送り出すことに尻込みしてしまう可能性が出てくると思ひます。

【委員】 送り出す側からの視点で見ると、実習生を送り出す先は市であったり、市民社会福祉協議会であったりしているわけで、テンミリオンハウス等施設への実習については受け入れ側が決めた実習配分の一つとなっているわけです。となると、各施設で何が学べるのかという情報がないと送り出す側にも混乱が生じてしまいます。基準の詳細までを決めるのは難しいにしても大枠や実習における各施設の位置づけは決めていただきたいところです。

【委員】 実習生がテンミリオンハウスで実習しているところを市民社会福祉

協議会の職員が監督することはできるのでしょうか。

【事務局】 市民社会福祉協議会では、まず始めに実習生と話をする中で、テンミリオンハウスの何を学びたいのかを聴いたうえで適切なテンミリオンハウスを提示します。実際にテンミリオンハウスに連れて行った後に実習の様子を監督してはいませんが、運営団体の責任者や市民社会福祉協議会の担当が実習ノートの記録をチェックすることでフィードバックをしています。

【委員】 となると、実習生受け入れについては少し強化する目的で何か手を打つべきだと思います。送り出す側のカリキュラムに沿って学生はどこまでどうやって学んだのかということも評価する立場から見れば基準になると思うのです。その点について、実習生を監督することによって送り出す側と受け入れる側がカリキュラムの目的を共有できればよいと思うのですが。

【事務局】 テンミリオンハウスは統一した基準を持っているわけではなく、各運営団体が目的や信念を持って様々な内容で運営をしています。私どもも実習生に対しては、始めに事業内容の説明を行ったうえで各テンミリオンハウスの特色もご説明しておりますし、また、実習依頼元のカリキュラムの目的に応じた施設をご案内しているというのが現状です。ですから、大事なのはどういう目的で実習をするかということです。ご存知のとおり、テンミリオンハウスで介護実習ができるわけではありません。むしろ、テンミリオンハウスでの実習では、互助の住民活動の中で高齢者へのアプローチの仕方や子育て世代と高齢者との交流の実態を把握することなどが期待できます。地域の福祉力を基盤にしているので、介護実習のようなきめの細かいスキルアップを求められても、テンミリオンハウスの運営団体は対応できないと思います。

テンミリオンハウスでの実習の実状を申し上げますと、実習生はその日の実習を記録して翌日実習先の責任者に渡します。その記録について責任者は講評をするわけですが、この講評における作業には結構な「手間」がかかります。今回ご提示した補助金の項目の目的は、その「手間」に対する評価の加算と考えていただきたいのです。ボランティアへの加算もそうなのですが、受け入れに対するコーディネート「手間」や実習生の受け入れが決まった際に起こりうる各種の「手間」に対する加算と考えております。テンミリオンハウスに実習に来る方で知識や技術を習得することを目的とする方はまずいません。虚弱高齢者へのアプローチや予防のあり方はどうなのかという目的なので、実際の運営を見てもらいながらやっていく、というスタイルになっています。

そうすると、実習を一日受け入れることにつき2万円を加算するということ

が果たして適切な額なのかということになるわけですが、これは極端な話をすれば1万円でも5千円でもよいと考えます。ただし、加算額の上限についてはあくまでも加算項目全体のバランスを見た上で20万円が適当と判断しました。

今回の新基準で一番重要視しているのは地域の互助力です。施設を開設する基準が事業実施要綱にもあるとおり週6日となっておりますので、週5日開設の施設については大きく減額していますし、市内在住スタッフやボランティアといった地域の力に関わる項目には加算額のウェイトを重くしております。そういった意味で、情報交換会や実習生受け入れのようなインセンティブの要素を持つ加算は運営の合間にかかる「手間」に注目しているので、加算額のウェイトを軽くしております。

【委員】 実習生受け入れの加算について、見直し案ですと年間10日受け入れれば上限となってしまう、すぐに到達できそうな気がします。介護施設での実習と違い、技術を習得することが目的でなければ、単価をもっと引き下げてもよいと思うのですが、いかがですか。

【副委員長】 それならば、日数単位ではなく人数単位にすればよいと思います。更に意見を言わせてもらえば、実習生から実習費を徴収してもよいのではないのでしょうか。

【事務局】 基本的に市が実習の依頼を受けた場合は、市が実習先の各種施設へ日程調整をしてコーディネートしています。ただ、やはり公的機関ですので実習費を徴収することはできません。

【委員】 実習費について市が介在して、間を取り持つことになるのはいけないと思うのですが、直接テンミリオンハウスに渡すことができるようになれば、わざわざ補助金の加算項目を設けて税金を投入する必要はないでしょう。

【事務局】 実習といってもインターンのように何の機関の力も借りず、個人が意欲を持ってやってくるケースもあるので、一概に実習費を徴収するという方法もかなり難しいところだと思います。逆にこの加算項目は削除することもできるのですが、やはり「手間」に対する一定の評価は必要なことだと考えます。

【委員長】 「実習生」という言葉を使うと、普通は受け入れる側に一定の資格を持っている者がいることというような決まりがあるものなのです。そのような体制があれば実習費の徴収というのはあってしかるべきだと思います。しかし、このことをテンミリオンハウスに求めるのは難しいと思うのです。そのことを承知で実習生がどうしてもテンミリオンハウスで学びたいという思いが

あるのなら、これはやはり応えるべきです。従って、テンミリオンハウスでの実習については運営団体に負担を掛けない程度で受け入れていただき、カリキュラム等は送り出す側で提案していただく形を取るのがよろしいと思います。そして、単価について私は2万円も必要ないと思います。上限額はそのままで単価は1万円くらいが適当であると考えます。

【事務局】 この項目を設けた目的はもうひとつあります。それは、実習生という第三者の目が入ることで、運営団体や利用者に刺激を与えられるということです。施設というのは運営する側と利用者だけの閉鎖的なところになります。ですから、実習生のような新鮮な外部の目を取り入れることがこれからの施設運営には必要であろうという思いがあります。

【委員長】 そういう意味では、ボランティアの受け入れも同じことが言えると思います。同時に、実習生を受け入れているのに実習費を取らないのはおかしいのではないか、というような市民感覚にも配慮する必要があると思います。当然、実習費を徴収するにはそれなりの受け入れ体制が整っていることが必要です。こういったことを踏まえて、事務局にはこの加算項目の表現の仕方を考えていただきたいと思います。

【委員】 これまでの運営で受け入れた実習生からの意見が、この委員会の評価に反映されたことはあるのですか。

【事務局】 実習生個々の意見が運営団体の評価に反映されたことはありません。

【委員】 実習生の意見というのは外部からの生の声であるわけですから、やはり採択評価委員会に伝わるような形にしなければいけないと思います。そうでないと、運営に対しての詳細な評価もできないのではないのでしょうか。

【事務局】 現行の制度では実習に対する加算がありませんでしたので、実習生からの意見が採択評価委員会に反映されることはありませんでした。しかし、今回の見直し案でインセンティブとして実習生受け入れに対する加算をつける場合、各運営団体には実習生を受け入れた記録の作成を義務付けて、実習生意見が採択評価委員会に反映されるような形になるよう整理したいと思っています。

【委員長】 では、事務局は実習生受け入れの加算内容について再度ご検討をお願いします。

そして、4ページの「提言書」内容の⑦についてですが、この加算に対する提言内容については限度額を設けないということなのではないのでしょうか。

【事務局】 その提言内容に対する市の見直し案は3ページの⑤「通常開設において一定時間乳幼児親子の受け入れを行う場合、50万円を加算」という項目が該当します。現行制度や提言書の内容は時給出来高での加算になっていましたが、今回の見直しでは包括的な形で加算することにしました。ここで問題となるのは、乳幼児親子を受け入れる「体制」に対する加算なのか、受け入れた「実績」に対する加算とするのかということです。このあたりは委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。

また、障害児の受け入れについてですが、今は「障害」の範囲が広がっており、その見極めが非常に難しいのでこの加算の対象からは外しました。

【委員長】 障害児を外したことについてはやむを得ないことだと思います。ただ、体制に対する加算、実績に対する加算、のいずれにするかについては、各項目の加算結果を積算した結果で判断するのがよいと思います。

【事務局】 現行制度では専用フロアに対する加算ですので、テンミリオンハウスで唯一2階の利用が可能である「花時計」にのみ該当する内容となっています。ただ、昨年10月に開設した「くるみの木」のように、平屋であるにもかかわらず、一番奥の小さな部屋をキッズコーナーとして乳幼児が利用できるスペースを設けている施設も出てきておりますので、見直し案では加算内容のハードルを下げた形になっています。

【委員長】 趣旨は結構だと思います。ただ、見直し案の加算内容を見たときに、極端な話ですが、仮に全てのテンミリオンハウスが乳幼児親子を受け入れた場合、積算額が軽く1,000万円を超えてしまうことになると思うのですが、そのあたりはいかがお考えですか。

【事務局】 その問題につきましては、加算内容中にある「一定時間」という箇所をどのくらいの長さに設定するのがよいのか、委員の皆様にお聞きしたいところです。仮に乳幼児を連れてお母さんがちょっとコーヒーを飲むために立ち寄りたりすることも世代間交流として認めた場合、これでは全てのテンミリオンハウスが当てはまることになり、加算額も膨大なものとなることが予想され、テンミリオンハウスとして成り立たなくなってしまうと思います。

この項目は、インセンティブとして世代間交流を推進したいのですが、加算のつけ方としてはどうあるべきかをご議論いただきたいと思います。

【委員】 乳幼児親子を受け入れるということは、その部分について人手を取られるということを考慮しなければならないと思います。利用スペースがあり、乳幼児親子が利用している。けれども、そこにスタッフが不在で利用者がほっ

たらかしにされている。そのような状態について加算をつけるのはよくないでしょう。スタッフが配置されていれば、これは加算して然るべきものだと私は考えます。

【委員長】 おっしゃるとおりだと思います。利用者がいるところにスタッフが配置されていてきちんとケアできる体制が整っているのが前提だと思うのです。従って、先ほど事務局から説明がありましたように「一定時間」というのがキーワードになってくるのだと思いますが、この部分は事務局で検討していただき、次の項目に移りたいと思います。

【委員】 委員長、一点だけ確認させてください。最終ページに見直し案で平成 21 年度事業計画を積算した一覧が掲載されていますが、「川路さんち」だけが算出額 930 万円と現行額から大きく減少しています。これはひとつの不利益にあたらぬのでしょうか。また、どうしてこんなに減額されてしまったのでしょうか。

【委員長】 私はこの基準を一律に適用するのなら、特別に「川路さんち」だけが不利益を被っているとは思いませんが、事務局はどうお考えですか。

【事務局】 現行の事業実施要綱では週 6 日開設が事業標準となっております。「川路さんち」は週 5 日開設なので基礎的経費が減額されています。確かに算出額は 930 万円と他施設と比較すると低い額に見えますが、ボランティア受け入れの人数を今以上に増やし、世代間交流を行う体制を整えれば加算が増える余地があります。更に言えば、事業標準の週 6 日開設ができるようになればそれだけで軽く 1,000 万円を超えます。逆に言えば、今申し上げた点にインセンティブをつけることが今回の見直しのポイントとなるところでございます。

【委員】 多分、この見直し案で算出額が減らされてしまうと、「川路さんち」としては、今後の運営に対するモチベーションが下がってしまうことを懸念されているのかと思います。

【事務局】 「川路さんち」の場合、今年度における算出額が例年になく高額であることが最大の理由です。平成 20 年度の実績で確定した補助金額は 917 万円ですから、見直し案の算出額と比較してもそれほどの大差はないと言えます。それより更に過去の補助金確定額を見ても 900 万円前後です。事務局としましては、今回の見直し案での算出もさほどに大きな変化ではないと考えております。また、現行制度の「利用者の多寡加算」を見直し案では廃止したのでその部分で大幅に減額されたように感じるのだと思います。

【委員】 実際に「利用者の多寡加算」が廃止されたとしても、他のテンミリ

オンハウスには影響がないように見えますので、それだけが大幅な減額となった理由ではないと思うのですが。

【委員長】そこは「川路さんち」以外のテンミリオンハウスが、現行制度の「利用者の多寡加算」の廃止で減額された金額よりも、見直し案の加算項目でプラスされた金額が上回ったからでしょう。「川路さんち」の場合は、見直し案の加算項目に該当するものがあまりなかったために、このような結果になったのでしょうか。

【事務局】他にも、現行制度の「運営スタッフ体制の過半数が高齢者の場合、50万円を加算」という項目が見直し案では廃止されたことが少なからず影響していると思います。

【副委員長】最終的に新基準についてどう対応していくかというのは、テンミリオンハウスの運営団体次第だと思います。新基準が提示されたうえで、これまでどおり運営していくにはどうすればよいか知恵を絞るのは運営団体であって、私達があまり敏感になることはないと思います。

【委員】「川路さんち」の場合、運営団体は地元に住んでいる方たちで結成したグループですから、利用者と共に高齢化していくわけです。ということは、その後を支える世代がいないと徐々に先細りして行って、果ては運営の停止や辞退ということになりかねないわけです。それを防ぐためにも、どこかで支えられるようなシステムを考えないと、施設利用者にも影響を及ぼすことになります。

【委員長】今のご意見については、先に出た「現行制度から著しく減額されてしまう」というご意見についても言えることなのですが、ポイントは見直し案で提示された新しい基準を今年度すぐに適用させるのかどうかです。今年度から適用するのであれば、今の意見に対して考えていかなければいけません。事務局はいかがお考えでしょうか。

【事務局】今日議論していただいたものを基に新基準を作り直して、8月中旬を目処に運営団体へ提示する予定です。その場で運営団体からご意見をいただき、経過を委員の皆様にお知らせしたいと思っています。事務局としては、新基準は次年度から適用させていく考えでおります。従って、先ほど副委員長もおっしゃっていましたが、最終的には運営団体の努力で解決していくべきものであると思います。その他に、新基準で「川路さんち」のことを更に考慮に入れるのであれば、基礎的経費の光熱水費分を3段階制から2段階制にして「川路さんち」の延床面積の規模でもこの見直し案以上の額を交付できるよう

にするしかないと思います。

【委員長】 基本的にはこの見直し案で提示した項目で進めていく前提で今年度から適用させるのか、次年度から適用させるのかを検討すべきだと思います。仮に今年度から適用になった場合、運営や繰越金を含めたトータルの額で赤字が発生したときにどう対処するかを考えなければいけません。いずれにしても、最終的には行政が決定することですが、これだけの基準を練り上げてきたわけですから、個別の項目はこれ以上変えるべきではないと思います。

【副委員長】 最後にひとつだけ意見を言わせてください。見直し案3ページの事業内容加算「③スタッフが認知症サポーター養成講座等を修了し、認知症高齢者の処遇体制が取られている場合、50万円を加算」とありますが、これではハードルが低いように思います。ボランティアの方も講座受講の対象に含めるとよいと思います。例えば、講座を修了したボランティアの割合によって段階的に加算する形などが考えられるでしょう。

【事務局】 確かにその形であれば、同時に市内の認知症サポーターが増えることになりますので、検討していきます。

【委員長】 次に6～7ページに進みます。まず、私から意見を申し上げます。委員の現場視察についてですが、委員が個別でテンミリオンハウスへお邪魔するというのは、委員よりもむしろ受け入れるテンミリオンハウスが大変なのではないでしょうか。そこで、委員全員でテンミリオンハウスを見せていただく機会を、年間4回開催できる委員会のうちの1回を割いてほしいと思います。地域住民との意見交換会も兼ねるという意味でもこの方法がよいと思うのですが、事務局はいかがお考えですか。

【事務局】 今年度、委員の構成も変わっているのでその必要性は感じております。市民意見交換会とのセットということだと、時間的に少々無理が生じる可能性がありますし、1日で8つ全てのテンミリオンハウスを回るとなると1つの施設にかける時間があまりにも短くなってしまいます。そのあたりを考慮して、事務局で内容を検討させていただきたいと思います。

【副委員長】 8つのテンミリオンハウス全てを回るのは負担に感じます。1回でせいぜい2～3箇所が限度だと思います。

【委員】 もうひとつ、平日に施設を見学するというのはかなり難しいことだと思います。見に行けるとしたら祝日くらいでしょう。

【委員】 確かに8つ全ての施設を見ることは不可能でしょう。ですから、複数日に分けてその日の都合のつく方が何箇所か見て、全体を見ることができ

方が最低一人いらっしゃればよろしいのではないのでしょうか。

【委員長】 では、今の意見を基にして事務局は現場視察に関する企画を作成してください。他の項目でご意見のある方はいらっしゃいますか。

【副委員長】 中長期計画の作成は運営団体に酷ではないのでしょうか。結局は単年度計画の繰り返しを記載することになってしまうのではないのでしょうか。むしろ、中長期の目標を掲げさせたほうが運営団体も作成しやすいと思います。

【事務局】 中長期目標の作成に変更します。

【委員長】 運営団体には1,000万円という多額の税金がつぎ込まれていることを自覚していただくことが大切で、それをただなんとなく使ってしまうということは絶対に避けてもらう必要があります。そういう意味では中長期の目標というのを掲げて、地域にどのように貢献していくのか、将来的に運営団体がどのように事業を発展させていくのか、そういうことが自覚できるような仕掛けを作るのはよいことだと思います。それでは、次に8～9ページに進みます。ここで私から事務局へ確認したいことがあります。「運営期間の設定、及び更新制度」の項目で見直し案に記載されている「運営期間経過後は原則として『公募』を前提に手続方法を検討する」とありますが、これは運営して5年が経過したら別の団体が変わってもらうという趣旨ですか。

【事務局】 違います。あくまでも次の5年間に対する公募です。それまで運営してきた団体も再度応募していただき、採択評価委員会で一番よい評価を得ることができれば更に運営を継続することも可能であると考えています。

【委員】 それなら、見直し案には「継続可能」という表現を入れたほうがよいと思います。

【副委員長】 運営辞退の規定について質問です。「6ヶ月」という期間の根拠は何ですか。

【事務局】 次の運営団体の公募にかかる時間と開設までにかかる時間を考慮した結果、6ヶ月くらいが適当だと考えました。

【委員】 テンミリオンハウスの中には開設してから10年が経過するところもありますが、そういう施設についてはどのような扱いになるのでしょうか。

【委員長】 現時点で5年以上経過しているのはここであるという記載をして、市報あるいはホームページ等で公表する必要はあると思います。また、年毎に対象となるテンミリオンハウスも公表していく必要もあるでしょう。

【委員】 そうなると、公募のタイミングについてですが、適用期間を明示しなければいけないと思います。

【事務局】 そのあたりは庁内の法令担当とも相談しなければいけないところですが、原則を規定したうえで付則を設け、どの時点から5年間とするのかを考えていきます。

【委員長】 何にしても、事業見直しが完了し、新しいシステムをスタートさせたときに、その時点で運営期間が5年以上経過しているテンミリオンハウスの扱い方をどうするか。そこをまず決めることがポイントになってくると思います。

【事務局】 既に5年を超えているテンミリオンハウスについては、これから決めていく規定の中で経過措置を持たせるような形で検討していきます。

【委員】 運営期間が5年を経過して再度運営団体の公募をする場合のことなのですが、今現在運営を担っている団体が引き続き運営を希望した場合の採択基準の考え方が、新しく応募してきた団体と比較して優位に立つような形になると思います。その点についてはどのように考えていくのでしょうか。

【委員長】 採択の基本は、やはりどの団体が地域や市民にとってプラスの活動をするのかということにあると思います。従って、今現在運営している団体に対しても新規申請の団体と同じ扱いで審査するべきです。

【委員】 他にもテンミリオンハウス事業の趣旨に一番合致し、しっかりとした将来展望をもったところをお願いするのが筋でしょう。先ほど委員長からもお話がありましたが、1,000万円もの税金が投入されるのですから、閉鎖的ではなく、地域の方が気軽に参加できる状況がイメージできるところに運営をお願いしないといけないと思います。「近・小・軽」の言葉にもあるとおり、テンミリオンハウスの近所に住む方が気軽に利用できること、というのが基準になるのだと思います。

【委員】 私が意見として言いたかったのは、今現在運営しているところが地域にも利用者にも評判がいい団体の場合、そのことが再公募の審査で有利に働くのではないかということです。

【委員長】 おっしゃるとおり、そういう団体の場合は再公募で有利になると思います。ただ、審査する立場である我々は提示された事業を比較して、地域や市民のために一番よいと思ったところを選ぶということでよいのではないですか。それでは、次の項目に進みます。10～13ページについてご意見のある方はお願いします。

【委員】 「5. 関係機関との連携」の項目ですが、テンミリオンハウスは社会資源として非常に有効なものだと思いますが、現在の運営以外に他の目的で

使用できるとしたら、可能性としてどのようなものが考えられるでしょうか。

【事務局】 テンミリオンハウスのコンセプトそのものが多機能性を持っていると思います。それも、時代とともに機能が豊富になってきています。事業開始当初の目的はお年寄りの居場所づくりでしたが、緊急ショートステイや世代間交流という内容が加わり、最近では介護予防の概念も入りましたので、テンミリオンハウス事業自体が既に多機能性を持っていると言うことができると思います。この状態から更に多機能化を求めるとすれば、あとは運営団体の自主性にお任せするしかありません。一方で、地域社協では地域の居場所づくりの検討を始めているようですので、テンミリオンハウスとの棲み分けについて今後整理が必要になると思います。

【副委員長】 テンミリオンハウスの事業当初の目的はコミュニティセンターに次ぐ地域の拠点ということでした。そして利用者は高齢者に限らず、赤ちゃんや障害者も構想に入っていました。しかし、そこは施設的な許容限度がありますから状況に応じて現在まで事業展開をしてきていると思います。世代間交流を意識しているのは当初構想の反映と見ることができるでしょう。他の自治体で行っている縁側運動（自宅の縁側を開放して地域住民の集まる場所にする）も今後のテンミリオンハウスに期待できると思います。その他に、現在のテンミリオンハウスは夜間の運営をしておりませんので、その時間帯に会議スペースとして貸し出しをする。そういうところでの多機能化が考えられると思います。

【委員】 「6. 事業の PR について」の項目ですが、事業報告と会計報告はまとめて掲載した方が見る立場としてはわかりやすいと思います。数字だけを見ても市民にはわかりにくいと思いますので。事業内容と合わせたうえで数字を出したほうが市民にはイメージしやすいと思います。それと、ホームページを有効に使用することもよいと思います。テンミリオンハウス個々では、事業規模が小さいのでそこまではできないと思うのですが、例えば市民社会福祉協議会のホームページであれば可能ではないのでしょうか。

【事務局】 市民社会福祉協議会の広報誌『ふれあい』は現在紙面が4ページしかありません。現状でも会計報告で紙面1ページの半分を使用していることを考えると、事業内容も合わせて掲載した場合には相当なスペースを占めることとなります。他の事業の掲載を考えるとかなり難しい状況です。ただ、ホームページの掲載については十分可能であると思いますので今後検討していきます。

【委員】 ホームページを見ることができない高齢者もたくさんおりますので、そのあたりも考慮していただきたいです。1 回の紙面での掲載が難しいのであれば何回かに分けての掲載も考えていただきたいところです。

【委員】 行政としては、今後どのくらいテンミリオンハウスを整備していく計画なのでしょう。

【事務局】 事業当初の目標は町丁目ごとに 1 箇所（＝51 箇所）という膨大な目標でした。しかし、介護保険のデイサービスセンターのようなテンミリオンハウスと類似した施設も充実してきましたので、現時点では町ごとに 1 箇所（＝13 箇所）が整備計画となっています。

【委員】 今事務局がおっしゃった整備計画数はそのまま地域社協の数とも合致するのでぜひとも実現していただき、地域社協との連携を図ってほしいと思います。

【副委員長】 「4. 危機管理」の項目について質問です。マニュアルを整備したとしても、実際に動けなければ意味がありません。テンミリオンハウスに対して震災発生時に対する訓練等を行うように指示することはできるのですか。

【事務局】 テンミリオンハウスの中には独自で避難訓練を実施しているところもあります。

【委員長】 そろそろ終了時間ですが、今回はたくさんのご意見がありました。事務局は今回の意見をまとめて再度案を練り直し、最終的な形をお示し願いたいと思います。事務局から他に何かございますか。

【事務局】 今後の事業見直しのスケジュールについてですが、今回の委員会でいただいたご意見を基に再度見直し案を作成し、8 月中にテンミリオンハウスの運営団体へ提案します。仮に基本的な項目で運営団体と意見が紛糾した場合は再度委員会を開催させていただきますが、大筋が合意されれば事業実施要綱・事業採択評価委員会設置要綱の改正手続等を行い、委員の皆様にお知らせいたします。新しいシステムは平成 22 年度から適用させていく予定です。

【委員長】 それでは、以上で終了します。

4 閉会